五　特定債権が発生したと認めたとき。	一　特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　特定債権の内容 四　特定債権が発生した年月日 五　特定債権が発生したと認めた理由
［六～十八　略］	
十九　特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたとき。	一　特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　［略］ 四　特定債権の内容 ［五～七　略］
二十　特定債権に対する差押えが法第九条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたとき。	一　特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　［略］ 四　特定債権の内容 ［五・六　略］ 七　差押えが法第九条の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めた理由
二十一　法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。	［一・二　略］ 三　命令に係る特定債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 四　命令に係る特定債権の内容 ［五～七　略］

五　特定金銭債権が発生したと認めたとき。	一　特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　特定金銭債権の内容 四　特定金銭債権が発生した年月日 五　特定金銭債権が発生したと認めた理由
［六～十八　同上］	
十九　特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたとき。	一　特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　［同上］ 四　特定金銭債権の内容 ［五～七　同上］
二十　特定金銭債権に対する差押えが法第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたとき。	一　特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 二　特定金銭債権の債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三　［同上］ 四　特定金銭債権の内容 ［五・六　同上］ 七　差押えが法第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めた理由
二十一　法第十六条第一項の規定により命令をしたとき。	［一・二　同上］ 三　命令に係る特定金銭債権の債権者の氏名又は名称及び指定番号等 四　命令に係る特定金銭債権の内容 ［五～七　同上］